

日時：令和5年3月15日（水）14：40～

場所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：丹野委員長、小川委員、中村委員、大島委員、浅井委員、加藤委員、藤原委員、梶田委員、高村委員、松元事務局長、三原事務局次長、山澄審議官、森川総務課長、吉屋参事官、香月参事官、小嶋参事官、片岡参事官、石田参事官、松本研究官

○森川総務課長 それでは、定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、全委員が御出席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、丹野委員長にお願いいたします。

○丹野委員長 それでは、ただいまから、第236回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は六つございます。

議題1 「関東百貨店健康保険組合及び東京電子機械工業健康保険組合（適用、給付及び徴収関係事務）の全項目評価書（公金受取口座情報の入手等に伴う評価の再実施）について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 今般、関東百貨店健康保険組合から、「関東百貨店健康保険組合における適用、給付及び徴収関係事務 全項目評価書」が、東京電子機械工業健康保険組合から、「東京電子機械工業健康保険組合における適用、給付及び徴収関係事務 全項目評価書」が提出されましたので、概要を説明いたします。

概要説明に続き、特定個人情報保護評価指針に定める審査の観点等に基づいた評価書の指針への適合性・妥当性について、事務局から精査結果を説明させていただき、承認するか否かの御審議をいただきたく存じます。

今回、両組合ともに新たに公金受取口座を入手・使用することに伴い、同じリスク対策等を追記等しております。さらに、東京電子機械工業健康保険組合につきましては、個別の変更として、新たにサーバー間接続による副本登録等の実施を行うことに伴い、リスク対策等を追記等しております。

全項目評価書の概要につきましては、東京電子機械工業健康保険組合を例に御説明させていただきます。なお、関東百貨店健康保険組合は、サーバー間接続による副本登録等の実施に伴う評価を既に実施済みです。

それでは、資料1－3に基づいて全項目評価書の概要を説明します。

特定個人情報ファイルを取り扱う事務については、9ページから11ページの「(別添1)事務の内容」を御覧ください。両組合が特定個人情報ファイルを取り扱う事務として、加入者への保険給付等に適用する資格関係情報等を取り扱う「適用事務」、保険料等の徴収に係る「徴収事務」、加入者への給付決定に係る「給付事務」の三つが記載されております。両組合共通で新たに行う公金受取口座情報の入手・使用については、全ての事務で、東京電子機械工業健康保険組合が新たに行うサーバー間接続については、適用事務及び給

付事務で新たな事務が追加されます。

両組合共通で新たに追加される公金受取口座情報の入手・使用については、11ページの「#1<給付金・還付金等の振込事務について>」のとおり、給付金・還付金等の支給に際して、被保険者が公金受取口座情報の利用を希望した場合に限り、情報提供ネットワークシステムでデジタル庁より取得した当該被保険者の公金受取口座に振込処理を行うものです。

サーバー間接続については、9ページを御覧ください。東京電子機械工業健康保険組合については、情報連携の準備のために、従来、基幹システム専用端末からフラッシュメモリを用いて統合専用端末にデータを登録し、統合専用端末から資格関係情報等の副本登録等を行っておりました。今般、基幹システム専用端末から事務全体図の中央に記載されている情報連携サーバーを介して副本登録を行います。

続きまして、今回追記した主なリスク対策を御説明させていただきます。

最初に、両組合共通の変更である公金受取口座情報の入手・使用に伴い追記されたリスク対策について御説明させていただきます。

まず、特定個人情報の使用に係るリスク対策についてです。30ページ中段の「アクセス権限の管理」を御覧ください。事務の目的を超えて利用できないように、公金受取口座情報等に不必要な情報が紐付かないように制御すること等が記載されています。

次に、情報提供ネットワークシステムとの接続に係るリスク対策です。36ページ上段の「リスク1：目的外の入手が行われるリスク」を御覧ください。給付金の申請書の受取口座情報の記載欄に公金受取口座情報の利用希望の有無を確認するチェック欄を設け、利用希望が確認された場合に限り照会すること、チェック欄にて利用希望が確認された場合に限り公金受取口座情報を照会する仕組みについては、書類の記載内容をシステムに登録する際に職員がチェックを行うとともに、事業所管課の上長の決裁時にも目的外の入手が行われていないことをチェックすること、加入者が誤った認識で申請し、本意ではない情報連携を行うことを防ぐため、公金受取口座の制度の趣旨や事務での利用方法をホームページや申請書様式へ記載すること等によって周知すること等が記載されております。

最後に、特定個人情報の保管・消去に係るリスク対策です。41ページ上段の「リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク」を御覧ください。給付金申請の際に公金受取口座の利用希望があった場合、その都度情報照会をして更新するため、常に最新の情報連携で取得した情報のみ保管し、古い情報が保管され続けることがないこと等が記載されております。

続きまして、東京電子機械工業健康保険組合のサーバー間接続による副本登録等の実施に伴い追記されたリスク対策について御説明させていただきます。

38ページの「情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置」の中段、「<サーバー間接続に係る情報連携サーバーと基幹システムとの情報授受に係るリスク対策>」を御覧ください。情報連携サーバーは中間サーバー等

及び基幹システム以外とは接続せず、他のネットワークやシステムと分離すること、情報連携サーバーを使用した操作ログを記録し、システム運用管理室長が定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際にチェックすること、情報連携サーバーには一時的に情報を格納するだけで、情報授受が終了した時点でシステムで自動的に消去すること、情報連携サーバーの運用・保守事業者は、個人番号を内容に含む電子データを取り扱わない契約とし、情報連携サーバーの運用・保守事業者が個人番号等にアクセスできないようアクセス制御を行うこと、組合と情報連携サーバー間及び情報連携サーバーと中間サーバー等間の通信は、I P - V P Nによる閉域サービスを使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をすること等が記載されております。

評価書の概要説明については以上です。

続きまして、評価書の指針への適合性・妥当性について、事務局の精査結果を説明させていただきます。まず、資料1-2に基づいて、関東百貨店健康保険組合の精査結果を御説明させていただきます。

まず、1ページから3ページの「全体的な事項」では、評価実施手続を適切に行っているか、事務の流れやシステムを具体的に記載しているか、といった観点から審査しています。事務局において確認を行った結果、1ページの「審査の観点（指針第10（2）」

（6）では、再実施の理由となる新たに実施する事務については、給付金・還付金等の支給に当たり、口座情報登録システムから情報提供ネットワークシステムを介して公金受取口座情報を入手し、使用するものであるが、当該事務についても求められる事項が具体的に記載されているため、「問題は認められない」としており、そのほかにつきましても、求められている事項が具体的に記載されており、問題となる点は認められませんでした。

次に、4ページから10ページの「特定個人情報ファイル」は、入手・使用、保管・消去等、各取扱いの場面やそのリスク対策について適切に記載しているかといった観点から審査しています。事務局において確認を行った結果、いずれも問題となる点は認められませんでした。

次の「評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策」の審査については、11ページを御覧ください。「主な考慮事項（細目）」の74番では、「給付金・還付金等の支給に当たり、口座情報登録システムから情報提供ネットワークシステムを介して公金受取口座情報を入手し、使用する」際のリスク対策について、具体的に記載しているか、といった観点で審査し、「問題は認められない」としております。

続きまして、12ページ上段の「総評」を御覧ください。総評として3点を記載し、いずれも特段の問題は認められないものとしております。

最後に、下段の「個人情報保護委員会による審査記載事項」を御覧ください。審査記載事項の案としまして4点を記載しています。

（1）として、リスク対策について、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること、（2）として、特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策に

ついて、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること、(3)として、組織的及び人的安全管理措置について、実務に即して適切に運用・見直しを行うことが重要であること、(4)として、情報漏えい等に対するリスク対策全般について、確実に実行するとともに、不断の見直し・検討を行うことが重要であることを記載しております。

続きまして、資料1-4に基づいて東京電子機械工業健康保険組合の精査結果を御説明させていただきます。

まず、1ページから3ページの「全体的な事項」では、評価実施手続を適切に行っているか、事務の流れやシステムを具体的に記載しているか、といった観点から審査しています。事務局において確認を行った結果、1ページの「審査の観点(指針第10(2))」(6)では、「再実施の理由となる新たに実施する事務については、給付金・還付金等の支給に当たり、口座情報登録システムから情報提供ネットワークシステムを介して公金受取口座情報を入手し、使用するもの及び中間サーバー等へ資格関係情報等の登録に当たり、基幹システムから情報連携サーバーを介して中間サーバー等へ通信するものであるが、当該事務についても求められる事項が具体的に記載されている」ため、「問題は認められない」としており、そのほかについても、求められる事項が具体的に記載されており、問題となる点は認められませんでした。

次に、4ページから10ページの「特定個人情報ファイル」では、入手・使用、保管・消去等、各取扱いの場面やそのリスク対策について適切に記載しているか、といった観点から審査しています。事務局において確認を行った結果、いずれも問題となる点は認められませんでした。

次の「評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策」の審査については、11ページを御覧ください。「主な考慮事項(細目)」の74番では、「給付金・還付金等の支給に当たり、口座情報登録システムから情報提供ネットワークシステムを介して公金受取口座情報を入手し、使用する」際のリスク対策について具体的に記載しているか、といった観点で審査し、「問題は認められない」としております。

「主な考慮事項(細目)」の75番では、「中間サーバー等へ資格関係情報等の登録等に当たり、基幹システムから情報連携サーバーを介して中間サーバー等へ通信されるが、通信内容の外部への漏えい等を防止する」リスク対策について具体的に記載しているか、といった観点で審査し、「問題は認められない」としております。

続きまして、12ページ上段の「総評」を御覧ください。総評として3点を記載し、いずれも特段の問題は認められないものとしております。

最後に、下段の「個人情報保護委員会による審査記載事項」を御覧ください。審査記載事項の案として4点を記載しております。

(1)として、リスク対策について、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること、(2)として、特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策について、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること、(3)として、

組織的及び人的安全管理措置について、実務に即して適切に運用・見直しを行うことが重要であること、(4)として、情報漏えい等に対するリスク対策について、特にサーバー間接続に係るリスク対策について確実に実行するとともに、不断の見直し・検討を行うことが重要であることを記載しております。

精査結果の概要は、以上です。

なお、本日の委員会で御承認をいただければ、関東百貨店健康保険組合及び東京電子機械工業健康保険組合に対して、委員会による承認及び審査記載事項を評価書に記載する旨を通知いたします。

また、本議題の資料、議事概要及び議事録につきましては、準備が整い次第、全て委員会ホームページで公表したいと考えております。

事務局からの説明は、以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり評価書を承認したいと思います。よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように決定いたします。事務局においては所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。本議題の資料、議事録及び議事概要については、準備が整い次第、委員会のホームページで公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。

議題2「日本私立学校振興・共済事業団（日本私立学校振興・共済事業団における公的年金業務等に関する事務及び短期給付に関する事務）の全項目評価書（電子記録媒体等での特定個人情報の入手等に伴う評価の再実施）について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 今般、日本私立学校振興・共済事業団から、「日本私立学校振興・共済事業団における公的年金業務等に関する事務 全項目評価書」及び「日本私立学校振興・共済事業団における短期給付に関する事務 全項目評価書」が提出されましたので、概要を説明いたします。

概要説明に続き、特定個人情報保護評価指針に定める審査の観点等に基づいた評価書の指針への適合性・妥当性について、事務局から精査結果を説明させていただき、承認するか否かの御審議をいただきたく存じます。

今回、資料2-1及び資料2-3の両評価書ともに新たに特定個人情報を電子記録媒体等により入手することに伴い、同じリスク対策等を追記等しております。全項目評価書の

概要については、資料 2-1 の公的年金業務等に関する事務の全項目評価書を例に御説明させていただきます。

それでは、資料 2-1 に基づいて、公的年金業務等に関する事務の全項目評価書の概要を説明いたします。

特定個人情報ファイルを取り扱う事務については、3 ページから 4 ページの「②事務の内容」を御覧ください。加入者の個人情報を登録するため、資格取得報告書等により学校法人等から個人番号を入手し、記載内容の確認を行った上で個人番号と生涯共済番号を紐付けて管理し、年金裁定や給付事務等に利用することが記載されています。

今回追加された事務については、10 ページから 11 ページの「(別添 1) 事務の内容」を御覧ください。資格取得報告書の入手方法については、紙媒体に加え、電子記録媒体等によっても入手することが記載されています。なお、電子記録媒体等の入手について、日本私立学校振興・共済事業団は、番号法第 28 条の規定に基づく評価書の公示、国民から意見聴取、委員会の承認及び評価書の公表等の特定個人情報保護評価に係る手続を実施する必要があったにもかかわらず、これらを実施せずに、令和元年 5 月から電子記録媒体及びフラッシュメモリによる特定個人情報の入手を開始しており、番号法にのっとり特定個人情報の適正な取扱いを実施していませんでした。

したがって、当委員会は、日本私立学校振興・共済事業団に対し、番号法第 33 条の規定に基づき、令和 5 年 1 月 27 日付けで番号法第 28 条の規定に基づく評価書の公示、国民からの意見聴取、委員会の承認及び当該評価書の公表等の特定個人情報保護評価に係る手続を実施すること等の指導を行っています。

続きまして、今回追記した主なリスク対策を御説明させていただきます。まず、特定個人情報の入手に係るリスク対策についてです。20 ページの中段「リスク 1：目的外の入手が行われるリスク」を御覧ください。必要な情報以外を入手しないように学校法人等が電子記録媒体等による届出を行う場合、ホームページ上で公開している電子媒体作成機能のチェック機能により定められた仕様に沿っていること等を確認すること等が記載されています。

21 ページ下段の「リスク 4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク」を御覧ください。学校法人等が電子記録媒体等による届出を行う場合、ホームページ上で公開している電子媒体暗号化ツールを使用し、情報を暗号化した上で事業団に提出させ、郵送する際は、簡易書留等により誤送付防止を図ることを推奨していること、CRYPTREC 暗号リストにのっとり暗号技術を採用していること、取込用 PC を使用してウイルスチェックを行い、不正なプログラムが含まれていないことを確認すること、提出された電子記録媒体等は受付簿に記録し、電子記録媒体等に受付日、受付番号及び電算処理日を付して、処理を行うまでの間、鍵付きの保管庫にて保管・管理していること等が記載されています。

次に、特定個人情報の使用に係るリスク対策についてです。22 ページ上段の「リスク 1：

目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク」を御覧ください。目的を超えた紐付け等が行われないように、学校法人等から提出された届出の電子記録媒体等については、取込用PCを使用して届出内容を適用徴収システムに取り込むこと、適応徴収システムは閉域網のシステムであり、外部システムとの接続はないこと等が記載されています。

同ページの「リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク」を御覧ください。取込用PCの設置及び電子記録媒体等を保管する場所は、「情報セキュリティ対策基準」等において定める要管理対策区域に設置・保管しており、入館証の着用・明示により部外者の立入りを制限していること、取込用PCは、操作者、ログイン日時等の特定が可能となる情報を監査証跡としてシステムに記録する機能を導入し、必要に応じ随時にチェックを行うこと等が記載されています。

最後に、特定個人情報の保管・消去に係るリスク対策についてです。31ページの「リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク」を御覧ください。学校法人等から提出された届出の電子記録媒体等については、受付簿に受付の記録を残し、施錠できる保管庫に保管していること等が記載されています。

32ページ下段の「リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク」を御覧ください。学校法人等から提出された届出の電子記録媒体等については、特定個人情報を消去した場合、消去した記録を保存し、これらの作業を委託する場合、委託先が確実に消去したことについて証明書等により確認すること等が記載されています。

評価書の概要説明については以上です。

続きまして、評価書の指針への適合性・妥当性について、事務局による精査結果を説明させていただきます。

まず、資料2-2に基づいて、公的年金業務等に関する事務の精査結果を御説明させていただきます。

まず、1ページから3ページの「全体的な事項」では、評価実施手続を適切に行っているか、事務の流れやシステムを具体的に記載しているか、といった観点から審査しています。事務局において確認を行った結果、1ページの「審査の観点（指針第10（2）」の（4）では、「令和元年5月から電子記録媒体等による特定個人情報の入手を開始していたが、当該事務について適切な時期に評価を実施していなかったところ、個人情報保護委員会からの指導を踏まえ、評価実施機関としての責任を認識し、速やかに事後評価を実施している」ため、「問題は認められない」としており、（6）では、「再実施の理由となる事務については、公的年金等の支給に当たり、特定個人情報を電子記録媒体等により入手するものであるが、当該事務についても求められる事項が具体的に記載されている」ため、「問題は認められない」としており、そのほかについても、求められる事項が具体的に記載されており、問題となる点は認められませんでした。

次に、4ページから10ページの「特定個人情報ファイル」では、入手・使用、保管・消

去等の各取扱いの場面やそのリスク対策について適切に記載しているか、といった観点から審査しています。事務局において確認を行った結果、いずれも問題となる点は認められませんでした。

次の「評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策」の審査については、11ページを御覧ください。「主な考慮事項（細目）」の74番では、「公的年金等の支給に当たり、特定個人情報を電子記録媒体等で入手する」際のリスク対策について具体的に記載しているかといった観点で審査し、「問題は認められない」としております。

続きまして、12ページ上段の「総評」を御覧ください。総評として3点を記載し、いずれも特段の問題は認められないものとしております。

最後に、下段の「個人情報保護委員会による審査記載事項」を御覧ください。審査記載事項の案としまして4点を記載しております。

(1)として、リスク対策について、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること、(2)として、特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策について、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること、(3)として、組織的及び人的安全管理措置について、実務に即して適切に運用・見直しを行うことが重要であること、(4)として、情報漏えい等に対するリスク対策について確実に実行するとともに、不断の見直し・検討を行うことが重要であること。また、個人情報保護委員会からの指導を踏まえ、特定個人情報の取扱いについて不断の見直し・検討を確実に行うことで、同様の事態が再発しないように努めることを記載しております。

続きまして、資料2-4に基づいて短期給付に関する事務の精査結果を御説明させていただきます。

まず、1ページから3ページの「全体的な事項」では、評価実施手続を適切に行っているか、事務の流れやシステムを具体的に記載しているか、といった観点から審査しています。事務局において確認を行った結果、1ページの「審査の観点（指針第10(2)）」の(4)では、「令和元年5月から電子記録媒体等による特定個人情報の入手を開始していたが、当該事務について適切な時期に評価を実施していなかったところ、個人情報保護委員会からの指導を踏まえ、評価実施機関としての責任を再認識し、速やかに事後評価を実施している」ため、「問題は認められない」としており、(6)では、「再実施の理由となる事務については、短期給付の支給に当たり、特定個人情報を電子記録媒体等により入手するものであるが、当該事務についても求められる事項が具体的に記載されている」ため、「問題は認められない」としており、そのほかについても、求められる事項が具体的に記載されており、問題となる点は認められませんでした。

次に、4ページから10ページの「特定個人情報ファイル」では、入手・使用、保管・消去等各取扱いの場面やそのリスク対策について適切に記載しているか、といった観点から審査しています。事務局において確認を行った結果、いずれも問題となる点は認められませんでした。



次の「評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策」の審査については、11ページを御覧ください。「主な考慮事項（細目）」の74番では、「短期給付の支給に当たり、特定個人情報を電子記録媒体等で入手する」際のリスク対策について具体的に記載しているかといった観点で審査し、「問題は認められない」としております。

続きまして、12ページ上段の「総評」を御覧ください。総評として3点を記載し、いずれも特段の問題は認められないものとしております。

最後に、下段の「個人情報保護委員会による審査記載事項」を御覧ください。審査記載事項の案としまして4点を記載しております。

(1)として、リスク対策について、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること、(2)として、特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策について、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること、(3)として、組織的及び人的安全管理措置について、実務に即して適切に運用・見直しを行うことが重要であること、(4)として、情報漏えい等に対するリスク対策について確実に実行するとともに、不断の見直し・検討を行うことが重要であること。また、個人情報保護委員会からの指導を踏まえ、特定個人情報の取扱いについて不断の見直し・検討を確実に行うことで、同様の事態が再発しないように努めることを記載しております。

精査結果の概要は、以上です。

なお、本日の委員会で御承認をいただければ、日本私立学校振興・共済事業団に対して委員会による承認及び審査記載事項を評価書に記載する旨を通知いたします。

また、本議題の資料、議事概要及び議事録については、準備が整い次第、全て委員会のホームページで公表したいと考えております。

事務局からの説明は、以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

小川委員。

○小川委員 御説明ありがとうございます。日本私立学校振興・共済事業団における特定個人情報の取扱いについて、一言申し上げたいと思います。

本事業団は、特定個人情報の入手に関わる取扱いを変更して、紙媒体に加えて、電子記録媒体等により入手していたにもかかわらず、適切な時期に評価の再実施をいたしませんでした。これに伴い、番号法第33条の規定に基づき、特定個人情報保護評価に関して初めて、当委員会から評価の再実施を速やかに行うように指導いたしました。

これを受けて、審議対象の評価書には、電子記録媒体等による特定個人情報の入手、使用、保管・消去等に係るリスク対策等が記載されております。本事業団の特定個人情報の取扱いについては、御説明にもあったように評価書に記載されているとおり確実に実行するとともに、不断の見直し・検討を確実に行うことで、同様の事態が再発しないように努めていただきたいと思います。

また、当委員会としても、評価書に記載したリスク対策の実施状況について、引き続き、確認する必要があります。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ほかにどなたか御質問、御意見等がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり評価書を承認したいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように決定いたします。事務局においては所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。本議題の資料、議事録及び議事概要については、準備が整い次第、委員会のホームページで公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。

議題3「『個人情報の保護に関する法律に係るEU及び英国域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール』の改正告示（案）について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 令和5年2月20日に開催されました第233回個人情報保護委員会の議題1においては、「個人情報の保護に関する法律に係るEU及び英国域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」の一部を改正する告示案に関する意見募集の結果について、意見募集の実際の対象である仮名加工情報に係る補完的ルール案に対して寄せられた御意見と、これら御意見に対する当委員会の考え方について報告を行いました。

今般、この結果を踏まえ、資料3-1のとおり、「個人情報の保護に関する法律に係るEU及び英国域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」の一部を改正する告示を定めることとします。この改正告示は、個人情報保護法の令和3年改正法の施行に併せ、令和5年4月1日から施行したいと考えており、意見募集の結果に加え、令和3年改正個人情報保護法の施行に伴う所要の修正を加えたものとしております。

資料3-2は、この改正告示案を反映し、令和5年4月1日から施行される補完的ルール全体となります。

なお、資料の公表については、官報掲載の準備が整い次第委員会ホームページに掲載するため、後日公表とさせていただきますと考えております。

御説明は以上です。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。よろしいでしょう

か。

特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局においては所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。本議題の資料、議事録及び議事概要については、先ほど御説明があったとおり後日公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。次の議題は、監督関係者以外の方は御退席願います。

(監督関係者以外退室)

○丹野委員長 それでは、議題4「改正個人情報保護法等に関する令和5年度の地方公共団体等に対する監視・監督方針について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 監視・監督方針ですが、毎年度作成しているものではなく、平成27年度、28年度に作成しており、その後は個人情報保護委員会活動方針としてほかの事務局業務と併せて記載しております。

令和4年度については、令和3年改正個人情報保護法の一部施行により国の行政機関等が新たに監視対象になったことを踏まえ、作成いたしました。令和5年度についても、令和3年改正個人情報保護法の全面施行により地方公共団体等が監視対象に入ることを踏まえ、作成したものでございます。

令和4年8月31日の第214回個人情報保護委員会で御説明いたしました「今後の地方公共団体等に対する監視・監督活動の方向性」等を具体化・文書化したものであり、本方針を基に、「令和5年度の実地調査及び立入検査計画」を策定し、来年度、実際に検査・調査に入るという流れでございます。

本方針は、ホームページに公表するとともに、地方公共団体等に事前に送付し、当委員会の方針を示すとともに、地方公共団体等における安全管理措置等の準備を促したいと考えております。

1 ページ、最初のリード文で、本方針の背景・趣旨について記載しております。令和3年改正個人情報保護法の全面施行により、地方公共団体等において一定の要件を満たす漏えい等事案が発生した場合に当委員会への報告が義務付けられること、また、当委員会による監視対象として地方公共団体等が新たに含まれること等、当委員会の監視・監督権限が拡大されることを踏まえ、マイナンバーの監視・監督活動は引き続き実施し、これらの権限拡大を踏まえた令和5年度の監視・監督方針を示す旨を記載しております。

「1. 改正個人情報保護法に係る監視・監督の基本方針」です。監視・監督活動は、「(1) 日常の監視」、「(2) 計画的な実地調査等」、「(3) 施行状況調査等」、「(4) 事案対応」に分かれますが、それぞれ地方公共団体等への監視について記載しております。

「（１）日常の監視」については、地方公共団体等は、法令等により個人情報等を取得する権限を有し、また、保有する個人情報が多量となることから、透明性と信頼性の確保が特に重要であり、漏えい等事案の報告、総合的な案内所への通報、メディア報道等による情報の取得など多角的な方法により事案の端緒の把握を行ってまいります。

「（２）計画的な実地調査等」については、令和５年度以降、地方公共団体等は保有する個人情報について安全管理措置を講ずることが求められるところ、当委員会において議決した調査計画に基づき、対象の地方公共団体等を選定して計画的な実地調査等を行い、当該安全管理措置の実施状況等について確認を行います。

実地調査等の方針の一つ目ですが、従前行ってきたマイナンバー法に基づく立入検査等と一体的に行います。

二つ目ですが、過去の漏えい等事案の有無やその規模等による漏えい等のリスク評価をベースに優先度を付した上で、その中からマイナンバー法に基づく立入検査等との一体性や実地訪問の効率性、地域バランス等も加味し、令和５年度は約50機関を対象として実地調査等を行う予定です。

三つ目ですが、地方公共団体等の規模・所在を踏まえ、必要に応じて調査体制を柔軟に編成するとともに、デジタル技術の活用を行ってまいります。

四つ目ですが、マイナンバー法に基づく立入検査等と同様、各種ガイドライン等に照らして不適切、又は違法な個人情報等の取扱いがなされている場合、必要な指導・助言等を行うとともに、改善が確認できるまでフォローアップしてまいります。

五つ目ですが、実地調査等において不備事項が確認された場合、事務担当者レベルのコミュニケーションに加えてマネジメント層とのハイレベルのリスクコミュニケーションの場を設け、改善に向けた的確かつ迅速な取組を促すとともに、ガバナンス面等の課題に対し、アドバイス等の支援を行ってまいります。

最後ですが、従前のマイナンバー法に基づく立入検査においては、検査先は非公開としておりましたが、今後は実地調査等の対象とした機関名、指摘事項の概要等について、原則として「上半期における個人情報保護委員会の活動実績」や「個人情報保護委員会年次報告」に記載し、委員会ホームページ等で公表してまいります。

「（３）施行状況調査等」は、令和５年度の個人情報保護法の施行の状況について、翌年度の令和６年度に報告を求め、結果の概要を公表いたします。それに向けて、令和５年度中に地方公共団体等に対し、調査項目や具体的な調査手法等に関する周知を行ってまいります。また、その間、実態把握に関する調査に空白が生まれないよう、任意の調査にはなりますが、安全管理措置の実施状況等に関する調査を行ってまいります。

「（４）事案対応」については、地方公共団体等において漏えい等事案が発生した場合、当委員会に事案の概要、原因、再発防止のための措置等について速やかに報告することが義務化されます。当委員会は、当該地方公共団体等において、初動対応や原因究明、再発防止策の検討等を行うに当たり、必要な場合には指導・助言等を行います。

また、各種ガイドライン等に照らして不適切又は違法な個人情報等の取扱いがなされている場合は、権限行使を行い、個別に是正を促していくとともに、事案によっては、地方公共団体等全体に対して注意喚起を発するなど、重層的に対応を進めてまいります。

また、不正アクセスによる大きな漏えい等事案が発生した場合においては、必要に応じてサイバーセキュリティ関係省庁・機関等との間で緊密に連携して対応してまいります。

「（５）周知・啓発・研修の基本方針」についてです。こちらは（１）から（４）の監視・監督活動と車の両輪の関係性にあり、周知・啓発・研修を通じて幅広い範囲における安全管理措置等の底上げを図り、漏えい等を未然に防止するための取組となります。

１段落目ですが、個人情報を取り扱う機関は広範囲に及び、かつ、当該機関において多くの職員が個人情報を取り扱うことから、監視・監督対象が非常に幅広く、個別の監視・監督活動に加えて周知・啓発・研修等により、全体的に個人情報の適正な取扱いの確保を図っていく必要があることを記載しております。

２段落目ですが、そのための具体的取組として、オンラインセミナーを地方ブロック単位で開催いたします。内容については、従前の説明会等の内容に加え、典型的な実地調査等の指摘事項・漏えい等の事案等と対応策、個人情報の取扱状況や実態等の調査結果、法令等の最新の改正内容等、包括的かつ実態に即したものとして対応してまいります。また、既に公表している有益な資料が多いので、これらも案内し、更なる活用を促してまいります。

３段落目ですが、地方公共団体情報システム機構との共催による動画研修・リモートラーニング等をはじめとして、全国の地方公共団体の職員を対象とした研修機関等との連携により研修を実施し、また、地方公共団体自身による研修実施を促していく等、より多くの地方公共団体の職員へリーチしていきたいと考えております。

これらは対象先への知識や意識の涵養が目的となりますが、加えて、個人情報の漏えい等事案が発生したケースを想定したインシデント訓練を実施することで、知識の活用、実践的な面での強化を図るとともに、訓練で得た知見をいかして体制整備を促したり、全体に周知することで個人情報の適正な取扱いを促進してまいります。

「２．マイナンバー法に係る監視・監督の基本方針」です。

「（１）計画的な立入検査等」については、先ほどの「（２）計画的な実地調査等」と平行になっておりますが、５段落目以降に追加記載があります。マイナンバー法第28条に基づく特定個人情報保護評価は、特定個人情報ファイルを保有する前に地方公共団体自身が行うリスク評価ですが、これとリスク管理状況の検証である当委員会による立入検査等を従前よりも連動させることで、相乗効果を発揮していきたいと考えております。

最後に、「（２）定期的な報告」です。立入検査等の対象とならない機関も含め、マイナンバー法に基づく定期報告を受け、安全管理措置の実施状況を把握します。立入検査、実地調査で直接的・集中的に安全管理措置等の確認を行い、他方で定期報告、施行状況調査等で幅広く全体的な安全管理措置等の把握を行い、仮に漏えい等事案の端緒をつかんだ

場合、個別に監視・監督活動を行っていくことを考えております。

加えて、周知・啓発・研修により日常的に安全管理措置の向上を図っていくような建て付けの監視・監督方針でございます。

御説明は以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

中村委員、お願いします。

○中村委員 来年度からの地方公共団体等に対する監視・監督等とその方針の周知の重要性についてコメントを述べます。

令和3年改正個人情報保護法が来年度に全面施行されるということで、地方公共団体等にも個人情報保護法が適用されることとなり、当委員会の監視・監督権限が地方公共団体等にも及ぶこととなります。施行が迫っている時期ではありますが、監視・監督の面でいえば、漏えい等報告の義務がしっかり果たされること、それに応じて、当委員会の適切な監視・監督がなされることが重要と考えます。

この監視・監督方針を地方公共団体等に送付し、当委員会としてのスタンスを明確に示すとともに、地方公共団体等における施行に向けた準備をより一層促していただきたいと思っております。また、併せて、今一度、漏えい等報告の対象・方法等について、地方公共団体等に周知を行っていただきたいと思っております。

当委員会としては、マイナンバーの取扱いについては、従前より、地方公共団体等にも監視・監督を行っているところですが、そこで蓄積されたノウハウも活用しつつ、本監視・監督方針に沿って、効果的な監視・監督活動、周知・啓発等を着実に進めていただきたいと思っております。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ほかにどなたか御質問、御意見等がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、私からも一言申し上げます。ただいま、事務局からの説明でもございましたが、来年度からは、実地調査等の対象とした機関名、指摘事項の概要等について、年次報告等に記載し、当委員会ホームページで公表することとなります。地方公共団体等における個人情報の取扱いについては、住民の方々の関心も高く、情報提供の必要性が高いものと考えられるため、まずはしっかり調査を行ってほしいと思っております。

また、実地調査等の概要等が公表されるということで、地方公共団体等においても、より一層緊張感を持って個人情報を取り扱っていただけること、そして住民の方々への説明責任を更に果たしていただけることを期待したいと思っております。

特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように決定いたします。事務局においては所要の手續

を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。本議題の資料、議事録及び議事概要については、準備が整い次第、委員会のホームページに公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。

議題5「個人情報保護委員会とサイバーセキュリティ関係省庁・機関等との連携の強化について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 御説明させていただきます。

本資料ですが、委員会後、別添の覚書3本とともに後日公表させていただければと考えております。

背景を記載しております。一つ目ですけれども、サイバー攻撃が一層複雑化・巧妙化し、攻撃対象も拡大し続けている中、近年、個人情報の漏えい等の要因としても不正アクセスが特に増加傾向にあることを記載しております。

二つ目ですけれども、世界的な会議や海外のデータ保護機関においても、サイバーセキュリティ分野における連携協力が進められていることを記載しております。

三つ目ですけれども、当委員会においても、基本方針等に基づき、サイバー攻撃等による各主体が取り扱う保有個人情報等の漏えいについて、その未然防止や適切かつ迅速な対応による被害の拡大防止等を通じ、プライバシーや財産的な権利利益等の侵害リスクを低減し、個人の権利利益を保護するため、サイバーセキュリティ関係省庁・機関と緊密に連携する必要がある旨を記載しております。

本取組ですけれども、一つ目が関係省庁機関との連携の仕組みについて、セキュリティインシデント発生時と平時に分けた上で具体的に整理することで連携を更に緊密に行っていくことをございまして、二つ目がその中で当委員会と同様に報告等を受けるNISC、警察庁サイバー警察局、IPAについては、別添の覚書案について、委員会にお諮りさせていただくことをございます。

覚書案の概要は、後ほど御説明させていただきますが、個別に連携を具体化したものとなっております。

参考となります。サイバーセキュリティ関係省庁・機関との連携の根拠となっております「個人情報の保護に関する基本方針」と「『個人情報保護法サイバーセキュリティ連携会議』の設置について」の関係部分を抜粋しております。

本資料の範囲でございます。関係省庁・機関の役割と当委員会の役割が重複する部分が連携の可能性がある範囲となり、その部分をセキュリティインシデントのうち、電子ファイルに保管された個人情報の漏えい等が発生した場合、又は発生のおそれがある場合としております。

本資料の目次でございます。

「Ⅰ 関係省庁・機関の役割・関係性」、「Ⅱ 連携の仕組み」（セキュリティインシデント発生時と平時に分けております。）、「Ⅲ 個別の連携の概要」（NISC、警察庁サイバー警察局、IPA）としております。

まず、ここで示している関係省庁・機関ですが、個人情報保護法サイバーセキュリティ連携会議と特定個人情報セキュリティ関係省庁等連絡協議会の構成機関となります。7ページ左上にサイバーセキュリティ関係機関を、その下と右上にサイバーセキュリティ関係省庁を示しています。関係省庁が分かれているのは、一番下の個人情報取扱機関・事業者との関係性の違いによります。右側に個人情報保護委員会を示しておりまして、そこからの矢印の連携の在り方について、本資料で整理をしております。

連携の仕組みでございます。まずはセキュリティインシデント発生時における連携の在り方でございます。9ページ一番左が「フェーズ」、そこから順番に「個人情報取扱機関、事業者等」、「個人情報保護委員会」、「関係省庁・機関」としております。事案の検知のフェーズにおいては、個人情報取扱機関・事業者等は、当委員会及び報告が必要な関係省庁・機関に報告いたします。その際、当委員会は、関係省庁・機関へ併せて通報等するよう報告者に紹介いたしますし、その逆に、関係省庁・機関からも通報者等に対し、当委員会へ漏えい等報告が義務付けられていることを紹介いたします。それにより、双方の報告等の促進を図ることを目的としております。

事実確認のフェーズにおいては、事実確認の効率化・整合化のため、報告者に対する任意でのヒアリングを先方の了解を得た上で共同で実施し、又は個別に行った場合も、可能な範囲で結果を相互に共有することを想定しております。

また、原因究明、再発防止策への助言等については、必要に応じ、関係省庁・機関における調査・研究結果による知見、個別事案への技術的助言を踏まえて行うことで深度化を図っていきます。

対処のフェーズにおいては、関係省庁・機関による一体的な対応を目的として、注意喚起、通知等を発する際、必要に応じて連名、相互参照又は「双方調整済み」として実施してまいります。

次に、平時における連携の在り方でございます。四つございまして、まずは方針、基準、ガイドライン等における連携でございます。個人情報の漏えい等の事案への対応に関する各関係省庁・機関が所管する方針、基準、ガイドライン等における相互参照、取組等の反映が考えられます。

例えば、直近としてはNISCの政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群や総務省の地方公共団体等における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインに、当委員会への漏えい等報告の義務について明記いただく方向で調整をさせていただき、漏えい等報告をより一層促進すること等が考えられます。

二つ目が、教育研修における連携でございます。各関係省庁・機関が保有する教育研修対象範囲、ツール等が異なる中、各関係省庁・機関が行う研修等において相互に場の提供



を行うことで複層的に浸透を図ることが考えられます。また、研修等内容が類似する場合は、共催・共同で研修を実施することで一体的・包括的に浸透を図ることが考えられます。

三つ目が、広報・周知における連携でございます。教育研修と同様、各関係省庁・機関が行う広報・周知において、相互に広報等したい内容を含める、又は共催・共同で広報等を実施することが考えられます。例えばIPAが中小企業にリーチするツール等をお持ちである中、当委員会が中小企業に更にリーチしたい場合、そういったツール等を活用させていただくことが考えられます。

四つ目が、情報共有における連携でございます。双方のニーズに沿って、関係省庁・機関からはセキュリティインシデントに関する調査・研究結果等を共有し、当委員会からはセキュリティインシデントの攻撃手法、統計データ等を共有することを想定しております。

個別の連携の概要でございます。15ページ及び16ページの左側に、これまで御説明した連携の在り方を示してありまして、右側にNISC、警察庁サイバー警察局、IPAとの覚書の内容を示してあります。一番上の「事案の検知時における連携」については、報告等の制度の紹介、相互紹介を記載しております。

「事実確認等・対処における連携」については、NISCとの覚書において、双方は一定の留保をつけた上で、共同ヒアリング、ヒアリング結果の相互共有、権限行使の内容等の事前共有、海外の機関の協力により得られた情報の相互共有、連名での注意喚起を実施すると記載しております。

更に、NISC、警察庁サイバー警察局、IPAは、当委員会の求めに応じて、報告等を行った者が採るべき初動対応、被害拡大防止、事実確認の調査、原因究明及び再発防止策の検討並びに当委員会による注意喚起の発出等に資する技術的な助言を行うなどの可能な支援を行うと記載しております。

続きまして、平時における連携でございます。NISC、警察庁サイバー警察局、IPAとも共通した内容となっております。16ページの一番上の、「方針、基準、ガイドライン等における連携」でございますけれども、一つ目として、双方は、それぞれが策定する基本方針、統一基準、ガイドライン等の記載に関する助言や情報等を策定者の求めに応じて可能な範囲で提供すること、二つ目として、双方は、必要に応じて一般基準等において、他方の一般基準等を参照すべきことや、他方の業務に言及するなど、一体的・整合的な施策を公に示すよう努めること、を記載しております。

「教育研修における連携」、「広報・周知における連携」に関しましては、必要に応じ、双方の取組を活用する、共催・共同で実施等するという内容を記載しております。

最後に、「情報共有における連携」ですけれども、当委員会は、NISC、警察庁サイバー警察局、IPAに対し、頻発する攻撃手法等や統計化された漏えい等の発生状況等を共有すること、NISC、警察庁サイバー警察局、IPAは、当委員会に対し、セキュリティインシデントに関する調査研究の結果、最新の脅威情報、技術動向等を可能な範囲で共有することを記載しております。

覚書に関しましては、これらを文書として落とし込んだものでございます。

最後に、本取組の今後の広がりに関して、簡単に御説明させていただきます。

一つは、海外への発信がございます。世界のプライバシー機関や各国データ保護機関において、サイバーセキュリティ分野における協力連携は、関心・注目を集めるトピックの一つとなっております。データ保護機関によってはサイバーセキュリティに関する世界的な組織とMOUを締結していたり、連携の内容についても情報共有、研修等の能力強化、共同研究等、様々なケースがありますが、その中の一つの事例として日本の取組を発信していくことも考えられるのではと思います。

もう一つは、日本における他の省庁機関の取組との連動でございます。例えば警察庁サイバー警察局主催の検討会であるサイバー事案の被害の潜在化防止に向けた検討会の最終報告書において、都道府県警察への通報の促進として、逆から見た形の当委員会との連携に関し、言及がございます。これらは一例となりますけれども、監視・監督室として、監視という側面ではそれらの機関と一線を画しつつ、他方でサイバー攻撃等の増加・高度化を背景として、その側面においては海外、国内の関係機関等と歩調を合わせ、また、最新の動向に合わせていくということを今後も考えてございます。

御説明は以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

大島委員。

○大島委員 御説明ありがとうございます。

不正アクセスを原因とした個人情報の漏えい等が増加傾向にある中、その対応のために、サイバーセキュリティに関係する省庁及び機関の緊密な連携は非常に重要であると思います。

今回、このように連携の枠組みを整理・明確化し、加えて、特定の省庁・機関との間で覚書を締結して更に連携を具体化したことは大きな意義があると思います。この取組が漏えい等の未然防止や被害の拡大防止に更につながっていくよう、着実に連携を深めていただきたいと思います。

また、事務局からの説明にもありましたとおり、データ保護機関とサイバーセキュリティ機関との連携は、海外においても関心が高いところです。是非、日本の取組として発信をしていただきたいと思います。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ほかにどなたか御質問、御意見等がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように決定いたします。事務局においては所要の手續

を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。本議題の資料、議事録及び議事概要については、先ほど御説明があったとおり、後日、委員会のホームページで公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。

議題6「令和4年度定期的な報告（令和5年度実施）について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 令和4年度の定期的な報告（令和5年度実施）について説明いたします。

初めに、今年度実施の定期報告に関する地方公共団体等に対するフォローアップの実施状況について説明いたします。

資料6-2を御覧ください。必要な措置が講じられていない各機関へのフォローアップとして、3項目実施しております。

一つ目としては、安全管理措置のうち、ログの分析等の項目において「令和4年度中に実施できない」と回答した108機関に対して、ログの分析・確認方法について説明している委員会公表資料をメールで提供しました。

二つ目としては、委託先及び再委託先の監督が実施できていなかった機関への電話による個別フォローアップを実施しました。令和4年度中に「実施できない」と回答した131機関に対して電話連絡をして、個別に具体的な状況や未実施事項に関する認識をヒアリングして、安全管理措置の実施についてのアドバイスを行いました。併せて、令和4年度中の実施を見込んでいると回答した機関の進捗確認も行っております。

参考資料のダウンロードを促し、電話連絡を行った対象機関とともに、資料の該当ページを読み、確認しながらアドバイスを行うことができたため、前年度と同じ業者に委託している、又は漏えい等事案が発生していないなどの理由から委託先及び再委託先の監督について必要と理解していなかった機関より、「漏えいを予防することが大事だと理解した。認識を改める。」との発言があり、こうした強い働きかけにより今後の改善を期待できると思われまます。

三つ目としては、令和3年度に事後評価の適用対象となり得ると整理された五つの事務について、特定個人情報保護評価が「未着手」と回答した264機関に対するフォローアップとして、実施状況等について追加調査を行いました。

また、追加調査においてもなお事後評価が未実施であると判明した機関に対し、必要に応じて電話による個別フォローアップを行うことにより、令和5年3月15日現在、全ての機関において、保護評価が実施済み、又は着手済みであることを確認しました。

続きまして、令和5年度実施の定期的な報告について説明いたします。資料6-1を御覧ください。

まず、「1 概要」についてです。根拠規定である番号法第29条の3第2項及び特定個

個人情報の取扱いの状況に係る地方公共団体等による定期的な報告に関する規則に基づいて、毎年度報告を求めるものとなっています。対象機関は各都道府県、各市区町村、保護評価書を提出している教育委員会等の地方公共団体等で、令和4年度は2,207の機関から報告を受けております。報告内容は、特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止、その他の個人番号の適切な管理のために講じた措置に関する事項等です。

「2 令和5年度に報告を求める内容」についてですが、1点目は、安全管理措置の実施状況です。ガイドラインの安全管理措置の遵守状況を確認するため、規程等の整備、研修・監査の実施、ログの分析等の基本的な項目について報告を求めるもので、昨年度と同様の12項目が調査項目となっています。

2点目は、委託及び再委託の実施状況です。令和5年度も令和4年度と同様に、委託先の安全管理措置の事前確認、委託先・再委託先の監督、再委託の許諾等の6項目について報告を求め、改善状況を確認したいと考えています。

3点目は、特定個人情報保護評価の実施状況です。令和4年度中に新たに事後評価の適用対象として整理された五つの事務について、保護評価の実施状況を確認するものです。

「3 今後の予定」ですが、5月上旬に都道府県を通じて各機関宛てに報告を求める通知を行い、7月下旬を報告期限としたいと考えております。

説明は以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

加藤委員、お願いします。

○加藤委員 御説明ありがとうございます。定期的な報告（令和5年度実施）について一言申し上げます。

特定個人情報の取扱状況についての定期的な報告の結果を見ると、地方公共団体等における特定個人情報の安全管理措置への対応状況は年々向上しているように思います。一部の項目でまだ対応が不十分な機関に対しても、先ほどの報告のとおり、個別指導を実施しており、更なる改善を期待しているものであります。

また、新型コロナウイルス感染症の予防接種事務等の五つの事務に関する特定個人情報保護評価の事後評価に関するフォローアップについても、保護評価が実施済み又は着手済みとなったのは良いことであると思いますが、あくまで事後評価は特別に認められた対象事務に限定された例外的な対応であることを踏まえ、速やかに保護評価が実施されるよう、関係省庁や各評価実施機関に対して促してもらえればと思います。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ほかにどなたか御質問、御意見等がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように決定いたします。事務局においては所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。本議題の資料、議事録及び議事概要については、準備が整い次第、委員会のホームページで公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、本日の議題は以上でございます。

本日の会議はこれで閉会でございます。